

地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標（案）に係る市民意見募集の結果について

地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営の基本方針となる「地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標」（案）（以下「中期目標（案）」という。）の策定に当たり、市民の皆様からの御意見を募集しました。その結果、御意見によって中期目標（案）を修正はしないこととしました。

1 募集期間

平成26年6月25日（水）～平成26年7月24日（木）

2 募集方法

京都市立病院、京北病院、本庁舎案内所、区役所、支所、京北出張所、その他保健所、情報公開コーナー等で配布しました。また、医務審査課ホームページ、京都市立病院機構のホームページにおいて募集を行いました。

3 募集結果

63人（御意見84件）

4 いただいた主な御意見（全文は参考資料参照。）

前文（意見数5）

- 雇用の不安定化、貧困と格差が広がる中で、必要な治療さえ受けることをためられる患者様が増えておられます。そのような方にとって市立病院が最後の砦であることをもって強調し、実際にその様にあり続けられるよう、有言実行でアピールして欲しいです（No.1）。

第2 京都市立病院機構が果たす役割に関する事項（意見数4）

- 近年、社会的な背景から病気だけではなく、生活そのものに課題を抱えている市民が多く存在しています。病気が治っても帰るべき家や地域の受入れがなければ、京都市に生き続けることはできません。病院で治療を終えた患者さんが、安心して地域へ帰れるよう、病院と地域を結ぶネットワーク、保障の十分な連携を確立してください（No.6）。

第3 市民に対して提供するサービスに関する事項（意見数15）

- 京都市立病院には民間病院と比べ、公的な役割、特に災害時や救急医療、周産期の困難事例などへの対応について充実をお願いしたい（No.13）。
- 京北地域には子どもを産む施設がなく、市内に産むために通っています。人口の減少も進んでいます。京北地域で子どもが産めるように、産科の常設をお願いします（No.14）

- 京北地域において高齢者が受診できる病院としてなくてはならない存在であるが、交通の便も悪い。病院の送迎もあるが、場所が限られている（No.16）。
- （京北病院の）高齢者に優しい病院の設備（浴場、トイレ、病室（ベッド）、ロッカーなど）の充実（No.18）

第4 市民に対する安心・安全で質の高い医療を提供するための取組に関する事項（意見数12）

- 雇用の不安定化、貧困と格差が広がるもとで、病院を受診し、必要な治療を受けること自体が困難な市民が増えています。そうした市民にとって市立病院が最後の砦であることをもっと強調してほしいです。適切な患者負担とか公平な負担という表現だけでは、その点が見えてきません（No.30）。

第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項（意見数30）

- 市立病院の医療機能が拡充されましたが、それを十分に発揮できていないと感じております。ここで働きたいと思うような職場環境づくり、離職防止対策と合わせて取り組んでいただきたいです。また、雇用の安定化を強く求めています。雇用が不安定な職種は離職率が高くなっており、人の入れ替わりが激しく人手不足になっているというのが現状です。”働く人”のことを考えて様々なことに取り組んでいただきたいです（No.41）。
- 青い鳥保育園を病院の直営とすること（No.50）。

第6 財務内容の改善に関する事項（意見数14）

- 感染症医療等で不採算医療にかかる経費について、京都市の責任を明記してください。第1期中期目標では「運営交付金については京都市が責任をもって確保」と書かれています。こうした後ろ盾がはっきり示されていてこそ、自治体病院をしての役割を十分に発揮できるのだと思います（No.57）。

第7 その他業務運営に関する重要事項（意見数4）

- PFI手法は、長期包括的な委託契約が固定費用の増加をもたらし、費用構造の硬直化を招く危険性があります。これは構造的欠陥であり、実施事業の点検と評価にとどまらず、PFI手法そのものの見直しを検討することも必要と考えます（No.74）。

参考 御意見をいただいた方の属性

1 年齢別

20歳代	5
30歳代	13
40歳代	18
50歳代	16
60歳代	4
未回答	7

2 性別

男性	13
女性	43
未回答	7

3 住所

京都市内	42（うち右京7，下京6，中京3，山科2）
市外	10
未回答	1

4 入通院歴

市立病院	33
京北病院	7
どちらも有り	7
どちらも無	5
未回答	11

地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標（案）についていただいた市民意見に対する本市の考え方

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
1		雇用の不安定化、貧困と格差が広がる中で、必要な治療さえ受けることをためられる患者様が増えておられます。そのような方にとって市立病院が最後の砦であることをもっと強調し、実際にその様にあり続けられるよう、有言実行でアピールして欲しいです。	中期目標（案）（以下「目標（案）」といいます。）の策定方針として、今年度策定した京都市立病院機構（以下「市立病院機構」といいます。）の理念の下、市民のいのちと健康を支える最後の砦となる自治体病院として、必要な医療を提供することを目標（案）に明記しております。 今後とも、目標（案）が着実に達成されるよう、地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」といいます。）における評価をはじめ、適切な取組を進めて参ります。
2		市民の病院であることを忘れて欲しくありません。	1 を御参照ください。
3		市民が公平に安心して医療を受けられるように営利を目的にした医療でなく、公的医療の性格を堅持して、病院運営をお願いします。	1 を御参照ください。
前文		政策医療は、今後も引き続き確保して欲しい。	政策医療（公共上の見地から必要な医療で、民間では必ずしも実施されないおそれがあるもので、通常の医療収入だけでは採算性を確保されない）とみなされている医療のこと。救急医療、災害医療、感染症医療等があります。）は市立病院機構の定款の目的及び目標（案）に明記しております。
	4		目標（案）の策定方針として、政策医療を中心に、地域の中核となる基幹的医療機関としての役割を果たすことを目標（案）に明記しております。
5		国際人権規約社会権規約の中には、「第12条この規約の締結国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める」とあります。「最低限度」でなく「最高水準」です。「目標」の上位規範として何を置くかの明記をすべきです。それは、憲法と世界人権宣言や国際人権規約などの諸人権法でありますし、う。それでこそ「人権文化」を大切にすることは京都府の病院と云えるでしょう。	中期目標は、地方独立行政法人法（以下「法」といいます。）に基づき京都市長から地方独立行政法人である京都市立病院機構に対する指示の内容であり、法は特に中期目標の上位規範を定めることを規定しております。市民のいのちと健康を支える最後の砦となる自治体病院として今後必要必要な医療が提供されるよう取り組んでいくことが市立病院機構の最大の使命であるとと考えております。
6	第2 京都市立病院機構が果たす役割に関する事項	近年、社会的な背景から病気だけでなく、生活そのものに課題を抱えている市民が多く存在しています。病気が治っても帰るべき家や地域の受入れがなければ、京都市に住み続けることはできません。病院で治療を終えた患者さんが、安心して地域へ帰れるよう、病院と地域を結ぶネットワーク、保障の十分な連携を確立してください。	市立病院は、地域の中核病院としての役割を適切に担い、地域における他の医療施設等との役割分担、連携・協力体制を構築すること、を、また、京北病院は、京北地域唯一の病院として地域包括ケアの拠点として地域の方の健康を支えることを目標（案）に明記しております。

番 号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
7	第2 京都市立病院機構が果たす役割に関する事項	急性期病院の役割を果たしてほしい。	高度な急性期医療を提供する地域の中核病院としての役割を担うことを目標（案）に明記しております。
8		退院・転院というけれども、それならば在宅でみれるような支援をしてほしい。家でみるには自分の仕事が犠牲にもなるし、金銭的にも精神的にも大変です。	在宅支援については、市立病院のみならず、地域の医療機関や保健・福祉・介護のネットワークの中で行われる必要があり、市立病院としてもそれらに貢献していくことを目標（案）に明記しております。
9		単に、医療を提供するということだけでなく、市民の健康の維持・増進、地域の医療水準の向上などの観点から、市民の健康の実態や市内の医療資源の現状・課題などの分析を通じて、未だに策定されていない「京都市保健医療福祉計画」の策定等に寄与するなど、京都市域全体を視野に入れて、京都市医療行政等に貢献する政策研究センター的な機能を付加する必要があるのではないだろうか。	京都市域を含む医療計画については、現在は京都市府が定める「京都市府保健医療計画」によるものとなっております。
10	第3 市民に対して提供するサービスに関する事項	感染症病床の確保や、災害時の外傷患者の病床確保がもっと必要だと思っています。人員の確保も合わせて必要です。災害拠点病院、感染症指定病院の役割を果たすには、上記が必要だと考えます。	市立病院が市民に提供するサービスとして感染症医療については、中核的な役割を果たすこと、大規模災害・事故対策については、必要となる人的・物的資源を整備し役割を果たすことを目標（案）に明記しております。
11		消防と病院の連携の充実を。	市立病院としては、救急・災害医療支援センター（仮称）を整備し、消防局等との連携を強化することを目標（案）に明記しております。
12		健康管理について関心が高いので、健康のありがたみがわかるような色々な取組をするべき。	健康教室の開催や患者会の支援等、市民への啓発活動について目標（案）に明記しております。
13	第3 市民に対して提供するサービスに関する事項	京都市立病院には民間病院と比べ、公的な役割、特に災害時や救急医療、周産期の困難事例などへの対応について充実をお願いしたい。	大規模災害対策、救急医療、周産期医療等につきましては充実を図ることを目標（案）に明記しております。
14		京北地域には子どもを産む施設がなく、市内に産むために通っている。人口の減少も進んでいます。京北地域で子どもが産めるように、産科の常設をお願いします。	京北病院は、京北地域における唯一の病院として地域に根差した医療を提供しております。産科常設の御要望につきましては、医師の確保や設備改修、高齢化の進展する京北地域の市民ニーズ等を考慮しますと、お応えできる状況にはございませんが、引き続き、地域の高齢化対策、市立病院との連携の強化等を通じて地域に根差した医療機関としての役割を果たすことを目指して参ります。
15		（京北病院で）医師を確保して、救急医療にも力を入れて頂きたい	京北地域唯一の救急告示病院として、救急医療を提供する役割を的確に果たすことを目標（案）に明記しております。

番 号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
16	第3 市民に対して提供するサービスに関する事項	京北地域において高齢者が受診できる病院としてなくてはならない存在であるが、交通の便も悪い。病院の送迎もあるが、場所が限られている。	京北病院へのアクセスの確保に取り組むことを目標（案）に明記しております。
17		京北病院はあまり良い印象がなかったのですが、最近では先生やスタッフの皆様方が対応も親切で、家族を含めて大変お世話になっており、感謝しております。 しかしここに住むものとして、周りの方々が高齢化し、人がどんどんなさなくなっていることや、病院の建物のあちこちひび割れたままの様子を見ていると、採算や経営のことはわからない素人でも、いつもままで続けていただけるのかを本心に心配しております。また私の住んでいる場所では病院から遠いの、毎日近くにまで送迎してくださる先輩世代運転手さんには大変気の毒に感じております。体が動くうちは迷惑をかけずに自動車や定期バスで通いたいとの思いが強いですが、都会の感覚とは違い、今の病院の場所、バスの接続が悪く、昨年の台風のことや、雪の多い冬場のことを考えると、気持的にも遠い場所であるとの印象をはぬぐえません。住民が安心してこの地に住み続けるには、病院は今後もなくてはならないとともに、市内から通勤されているスタッフの方も大変でしょうし、可能ならもう少し地域住民全体が通いやすいところにならないかと常々感じております。	京北病院につきましては、地域のニーズに応じ、地域包括ケアの拠点病院として、病院の機能強化について検討することとしております。地域住民全体が通院しやすい場所への移転に関する御要望にお応えできる状況にはございませんが、引き続き、京北病院へのアクセスの確保に取り組むことを目標（案）に明記しております。
18		（京北病院の）高齢者に優しい病院の設備（浴場、トイレ、病室（ベッド）、ロッカーなど）の充実	地域包括ケアの拠点病院として京北病院の機能強化について検討することを目標（案）に明記しております。 なお、どの程度設備を更新し、修繕していくか等の具体的な方法等につきましては、今後、市立病院機構の自律的な判断によるものと考えております。
19		京北病院内の施設設備の改善が必要です（電動ベッドの導入、浴室の改修、施設内の案内板の改善）。	18を御参照ください。
20		入院患者にとって、優しい施設環境がこれからの高齢化社会の病院として必要だと思います。京北病院のベッド（電動でないものがある）・トイレ・浴室など、高齢者が使いやすいよう配慮したものがいいと思います。	18を御参照ください。

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
21	第3 市民に対して提供するサービスの事項	現在京北老健施設は京北病院療養病棟（病室）をそのままに少し改善して使用している。今後、老健としての役割は家庭にいる様な雰囲気ですごせる様にと思っている。（その為に色々今は不具合が生じているので）日常生活の場としての温かい雰囲気作りが大切と思うので改造して欲しい。	18を御参照ください。
22		病院として使用している所を施設として使用しているの、生活の場としては、不具合が多い、もっと使用しやすい間取りや部屋などの建物になったら嬉しいと思う。	18を御参照ください。
23		（京北病院の）訪問充実が必要である。	京北病院へのアクセスの確保に取り組むとともに、訪問診療、訪問看護など、在宅医療サービスの提供を適切に行うことを目標（案）に明記しております。
24		人事交流は大切だが”京北”という地域性はなくさないでほしい。	市立病院との人事交流を推進することにより、診療体制を強固なものとし、また、双方の病院の長所を取り入れ、より良い患者サービスの提供に努めることとしており、市立病院と京北病院双方の長所を活かした人事交流の推進を目指しています。
25	第4 市民に対する安心・安全で質の高い医療を提供するための取組に関する事項	必要な治療を受けることの困難な市民のために受皿となる病院は必要です。	誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう適切な料金を定めることを目標（案）に明記しております。
26		丁寧で温かい患者応対をして欲しい。待ち時間の短縮（外来）	患者満足度を客観的に把握したうえで、継続的な改善策を講じ、患者サービスの向上を図ること等を目標（案）に明記しております。
27		きめ細かなサービスを。	26を御参照ください。
28		消費税があり、医療・介護総合法案が策定されるなか、病院経営も厳しくなり、受診者の医療費負担もますます増大していきます。京都市立病院は自治体病院として、住民の皆さんの医療を受ける権利を保障する最後の砦として、その役割を果たして欲しいです。	診療報酬等の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を図る中で、病院の経営の効率化を図るとともに、誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう適切な料金を定めることを目標（案）に明記しております。
29		無料低額（窓口医療費免除）を京都市立病院も扱えるように。	救急医療や感染症医療、高度医療等の政策医療を中心とした医療を全ての市民に平等に提供していくことを目指しております。 なお、市立病院機構では、福祉事務所や福祉施設等と連携し、総合的な御相談を承っております。

番 号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
30	第4 市民に対する安心・安全で質の高い医療を提供するための取組に関する事項	雇用の不安定化、貧困と格差が広がることで、病院を受診し、必要な治療を受けることと自体が困難な市民が増えています。そうした市民にとって市立病院が最後の砦であることをもっと強調してほしいです。適切な患者負担とか公平な負担という表現だけでは、その点が見えてきません。	市立病院は、市民のいのちと健康を支える最後の砦となる自治体病院として、救急医療、高度医療、感染症医療、災害対策等の政策医療を中心に、地域の中核となる基幹的医療機関としての役割等を果たすこと目的としており、地域の医療機関との連携の下、広く市民の皆様の健康を支える病院を目指すことを目標（案）に明記しております。
31		「適切な患者負担の設定」の項で、「誰もが公平な負担で必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金を定めること」となっていますが、貧困と格差の拡大の下で、憲法の生存権保障の観点から、いつでもどこでも誰でも必要な医療を受けられるようにすることこそが必要で、自治体病院として、社会的弱者に優しい病院運営という基本的視点を明確にすることが必要ではないでしょうか。	30を御参照ください。
32		“誰もが公平で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金を定めること”とありますが、本当に医療を必要としている人がちゃんと受けることができるよう具体的に標記して下さい。	30を御参照ください。
33		雇用の不安定化などで病院の治療が必要でも受けない市民が増えていきます。そういった市民でも受けられるよう、市立病院に頑張ってもらいたい。適切な患者負担とか公平な負担という表現ではわかりません。	30を御参照ください。
34		大規模な整備がされ、自治体病院としての機能強化が図られていることは大いに評価している。患者への対応も数年前より向上している。市民に身近な病院として、医療面、サービスの向上を期待する。	評価指標の活用や第三者機関の評価を受けることにより、医療の質の向上に努めるとともに患者満足度を客観的に把握したうえで、継続的な改善策を講じ、患者サービスの向上を図ることを目標（案）に明記しております。
35	第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項	これからの少子高齢化などで患者さんも高齢者が多くないと思うます。医師だけでなくチーム医療で患者にわかりやすい丁寧な医療サービスの提供をお願いしたい	各医療専門職が最大限の専門性を発揮し、迅速かつ高度なチーム医療を推進するとともに、患者満足度を客観的に把握したうえで、継続的な改善策を講じ、患者サービスの向上を図ることを目標（案）に明記しております。
36		ボランティアにも入ってもらいたいし、メンタルケア的な方にも入ってもらいたいと思います。	市民ボランティアと職員の協働の積極的な推進や、市民モニターの活用を通じて、市民目線でのサービス向上に努めることを目標（案）に明記しております。
37		高度の医療を提供するにも、人材がとても大切である。離職防止対策として、賃金の面も増やしてほしい。又、非常勤など色々な働き方があるのはいいが、日勤のみの正勤なども考えて頂きたい。	医療機能を十分に発揮できるよう、必要な医療専門職を確保するとともに、職員のワークライフバランスを確保し、職員が誇りや働きがいを持って職責を果たすことができるよう、環境を整備することを目標（案）に明記しております。

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
38	第5 業務運営の改善及び 効率化に関する事項	市立病院の専門性向上、救急の充実に向け看護師の人員確保を望みます。残業が減りません。休みも十分にとれません。市民の安全、健康を守る為医療スタッフが働きやすい環境を作ってほしいと思います。	37を御参照ください。
39		市立病院は新棟が設立、本館の改築がされ見ためには立派になりましたが、職員の離職率は減らず、補充も十分ではありません。働き続けるためには労働条件の改善特に人員確保を重視して取り組んでもらいたい。	37を御参照ください。
40		市立病院の医療機能が拡充されてきましたが、それを十分に発揮するためには看護職の確保が重要です。毎日、業務に追われてもっと患者さんとゆっくりかわっていきたいと思いがちな自分らしい看護ができずにいます。この病院ですと働き続けられるように、是非、看護職を増やして、心のこもった看護、患者さんが安心して入院していただけるよう願っています。	37を御参照ください。
41		市立病院の医療機能が拡充されましたが、それを十分に発揮できていないと感じております。ここで働き続けたいと思うような職場環境づくり、離職防止対策と合わせて取り組んでいただきたいです。また、雇用の安定化を強く求めています。雇用が不安定な職種は離職率が高くなっており、人の入れ替わりが激しく人手不足になっているというのが現状です。”働く人”のことを考えて様々なことに取り組んでいただきたいです。 【同趣旨他7件】	37を御参照ください。
42		働きやすい職場づくりをお願いします。	37を御参照ください。
43		看護師不足が慢性的に続いていると聞いています。スタッフが不十分なままでは、必要な医療の提供をしてももらえないと思います。労働条件を整えて、スタッフ不足とならないような努力が必要だし、京都市は、責任を持って対応してほしいです。	37を御参照ください。
44		京都の市民のための病院として医療の質の向上、サービスの向上が求められる。そのための人材確保が大切だと思います。職員とて人間であり市民です。職員が働きやすく、ニコニコできるところであればサービスの向上につながると 생각합니다。市民1人1人を大切にできる病院であっていただきたいと思っています。	37を御参照ください。
45		看護職の増員を必要と考えます。委員会出席にも現場が手薄になり安全面でも心配です。	37を御参照ください。

番 号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
46	第5 業務運営の改善及び 効率化に関する事項	看護師はまだまだ不足しています。看護師確保を。	37を御参照ください。
47		看護師が少ない。もっと増やすべき。	37を御参照ください。
48		雇用の安定化、人員不足の解消など病院で働く職員の労働環境を守ることで、利用者・市民の健康を守ることになると思います。京都市として責任を果たし、より良い病院づくりに努めて欲しいと思います。	37を御参照ください。
49		中期計画目標に向かい、職員は、市民や患者のために頑張っています。病院の運営に関し、職員、自らも、参加するべきでしょうが、人事評価で賃金が反映されたり（もちろん、上がれば良いと思いますが、何をもって評価されるのかわからない制度には賛成できません）、仕事に関する想いもくみ取ってもらえなかったりすると、働く意欲がなくなります。当院を選ばれた、又選ばれる病院としてあり続けられるよう、職員が安心して、働ける病院運営目標をお願いします。	職員の意欲及び主体性の向上並びに組織の更なる活性化のため、職員の能力、勤務実績を適正に評価する人事評価システムの適切な運用を図ることを目標（案）に明記しております。
50		青い鳥保育園を病院の直営とすること	平成23年度から院内保育所は民間事業者に委託していますが、民間委託後も保育の質が確保され、順調に運営が行われているものと認識しており、今後とも民間委託によって、適切に運営できるものと考えております。
51		（京北病院について）地域医療を充実させるため（訪問看護、訪問診療）には、京北病院の常勤医師の確保が必要です。 在宅介護に向けて、介護スタッフの確保、雇用条件の改善が必要です。	医療機能を十分に発揮できるよう、必要な医療専門職の確保及び医療、介護等に関する高い倫理観と専門知識・技術を持った職員の計画的な育成を目標（案）に明記しております。 なお、雇用条件の改善等の具体的な取組内容については、社会情勢、運営状況に基づいた市立病院機構の自律的な判断によるものと考えており、また、市立病院機構では、現在、市立病院との人事交流を通じて医師数の確保に努めております。
52		（京北病院について）医師確保が必要である。看護師の高齢化もこれから問題となって来る。（現在もですが。）…介護者、看護スタッフの確保。	51を御参照ください。
53		高齢者が多い京北地域では、介護サービスの安定供給は欠くことができません。老健施設で働く介護職員の離職防止・安定確保の為に、介護職は有期雇用でなく正規職員という雇用形態の確保が必要だと思います。 【同趣旨他3件】	51を御参照ください。

番 号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
54		京北病院は京北地域を維持するためにも必要な病院医師の充実を。	5 1 を御参照ください。
55	第 5 業務運営の改善及び 効率化に関する事項	(京北病院において) ボディケアはよく出来ていると思っているが、 (老健が生活の場として) メンタルケアにも時間をとれるようにして欲しい。	5 1 を御参照ください。
56		優秀な人材確保について、認定看護師などの専門性を認め、専任で仕事をできる体制を。	5 1 を御参照ください。
57		感染症医療等で不採算医療にかかる経費について、京都市の責任を明記してください。第1期中期目標では「運営交付金については京都市が責任をもって確保」と書かれています。こうした後ろ盾がはつきり示されていてこそ、自治体病院をしての役割を十分に発揮できるのだと思います。	法上、公営企業型地方独立行政法人（市立病院機構はこれに該当します。）の事業の経費は、原則として当該法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならぬとされています。そのうえで、目標（案）においては、自治体病院として担うべき政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てることができない経費は、京都市の一般会計からの運営費交付金として市民の負担に中期計画に計上するとともに、病院事業全体として、効率的経営、収益的収支の向上に努め、自立した運営を図ることを指示しています。政策医療については市立病院機構の自助努力のうえ、なお不足する部分について責任を持って京都市が対応して参ります。 また、今後、病棟の改修や医療機器購入等のために必要な資金については、引き続き確保して参ります。
58	第 6 財務内容の改善に関する事項	病院経営は赤字が当然です。命で儲けようとすること自体が不正常です。京都市の責任で市立病院を支えるべきです。	法上、公営企業型地方独立行政法人は、住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するよう努めるとともに、常に企業の経済性を発揮するよう努めなければならないとされており、本市といたしましては、病院経営は赤字が当然とは認識しておりません。 京都市の財政的責任につきましては、5 7 を御参照ください。
59		感染症医療等不採算医療や低所得者世帯への医療提供等、自治体病院として果たすべき役割が果たせるよう、京都市の支援は必要だと考えます。	5 7 を御参照ください。
60		平成24年度黒字になったということとで運営交付金がなくなりそうなのか、理由がよく分かりませんが、昨年度は医師の増加、P F I 事業の開始などで、金銭面は支出が増加しているもので、1～2年黒字だからといって、運営交付金をなくすのではなく長い目で見ていってほしい。（ある程度落ち着き、状況がわかるまで）	5 7 を御参照ください。

番 号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
61	第6 財務内容の改善に関する事項	感染症医療、大規模災害など不採算医療にかかる経費について、京都市の責任や役割をしっかりと果たしてください。運営交付金についても京都市の責任を。	57を御参照ください。
62		(自治体病院としての役割を果たすためには) 経営努力を行ないつつも経営のために、特定療養費など患者負担の増大をあてにするような仕組みでなく、あくまでも、京都市の責任として運営交付金の交付を一方的に減額されることがないよう、京都市の責任を謳ったうえで、市立病院が役割発揮の努力を行うという内容にすべきではないか。 リニア誘致に一生懸命の京都市だが、市民の暮らしぶりの視点を忘れないで欲しい。	57を御参照ください。
63		第1期中期目標では、「運営費交付金について京都市が責任をもって確保」としていますが、今回京都市の責任が明記されていません。自治体病院としての役割を発揮するためにも、京都市としての責任を示してください。	57を御参照ください。
64		いつでもどこでも誰でも、安心して住み続けられるためには、公的責任を果たす病院が不可欠です。安定的な病院経営を維持させるためにも、行政に対する財源確保を追求していくべきです。	57を御参照ください。
65		独立行政法人になつたとはいえ、京都市としての市民に対する責任は何も変わらないはずで。その点で、今の中期目標に「運営費交付金は京都市が責任をもって確保」と書かれているものがないのは、明らかに責任回避です。そんなことになれば、感染症など不採算部分を切り捨てていくことになります。公的責任を明記して、市民の健康・いのちを守ってください。	57を御参照ください。
66		京都市としての役割責任を明らかにする必要がある。市立病院である以上、採算のとれない医療についても、市民の医療にかかる権利を守り、命を守る役割を果たすことを十分に発揮する必要がある。又、財政面では、第一期目標で示された「京都市が責任をもって運営費交付金を確保」を引き続き表明し、患者を守る態度をしつかりすることが求められる。	57を御参照ください。

番 号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
67		感染症医療など不採算医療にかかる経費について京都市の責任を明記して下さい。第1期中期目標では「運営交付金については京都市が責任をもって確保」と書かれています。こうした後ろ盾がはっきり示されていてこそ、自治体病院としての役割を十分に発揮できるのだと思います。	57を御参照ください。
68		国の方針で急性期病床が削減されようとしています。このままでは、京都市内でもベッドが足りずに、入院できないうるか、救急車を呼んでも搬送先が決まらないうことが起こりかねません。京都市立病院が市民のいのちを守る急性期医療を担う病院であり続けるためにも運営費交付金は今まで同様必要です。是非、京都市として責任を持って運営費交付金を確保すると文章化して欲しいと思います。	57を御参照ください。
69	第6 財務内容の改善に関する事項	第1期中期目標で記されていた「運営交付金については京都市が責任をもって確保」が今回はありません。医療・介護総合法や診療報酬の関係で病院運営はますます厳しくなるのは明らかです。医療機能拡充にみあった必要な看護師数を確保できていないのも問題です。自治体病院の役割が十分に果たせるよう、京都市がしっかり責任をもってください。	57を御参照ください。
70		今回新たに「適切な運営費交付金を中期計画に計上するとともに、病院事業全体として効率的経営、収益的収支の向上に努め、自立した運営を図ること」を強調されています。一方、「第1期中期目標」の「第1、地方独立行政法人による病院運営」で記載されていた、「病院運営に不可欠な長期貸付金や運営交付金については京都市が責任を持って確保してゆく」との表現が削除されています。この内容では運営費交付金等を順次削減し、京都市の財政責任が後退するのではないかと危惧されます。少なくとも、第1期中期目標における記載内容に改める必要があると考えます。	57を御参照ください。
71		患者サービスや収益、節約など目標達成には、全職員の力が必要なのはですが、PFIで中間的な立場（病院と業者をつなぐ役割）の方は依頼されたことを伝えるだけになっていないでしょうか？自発的に経営参画するということ意識が低いように思われます。PFIは効果的に動いているのでしょうか？現場の医師、看護師の支援体制を強化してほしいと思います。	事業を受託した株式会社SPC京都の総合的なマネジメントを活用して効率的な病院運営を推進し、患者サービスの向上を図ることを目標（案）に明記しております。
72	第7 その他業務運営に関する重要事項	近江八幡市立総合医療センター、高知医療センターとPFI方式を導入した公立病院の失敗例があります。中期目標（案）では問題点がみつかった時の対応がはっきりしていません。前例に学びPFI手法そのものの見直しを含めて、点検評価すべきと考えます。	PFI手法につきましては、長期包括的に委託した事業形態を重視し、実施事業の点検と評価を的確に行うことを目標（案）に明記しております。

番号	意見項目	御意見の内容	本市の考え方
73	第7 その他業務運営に関する重要事項	平成25年度から、本格的にPFI事業による病院運営等が開始されました。地方独立行政法人では「自律的かつ弾力的な運営が可能」とされ、PFI事業は長期契約に縛られ、PFI会社に支払う固定経費等が、病院経営を圧迫することが先行事例からも指摘され、むしろ病院運営・財政の「硬直化」を招くことが懸念されると考えます。この点で、PFIによる病院運営開始の初年度である平成25年度の業務実績やその評価、今後の見通し等を示すことなく、第2期中期目標案のバリエーションを行おうのは時期尚早ではないでしょうか。	PFI事業に対する御懸念につきましては、71及び72を御参照ください。 また、市民意見の募集時期につきましては、法上、中期目標は3～5年を期間として定めることとなっており、第1期中期目標が今年度で終了し、次期中期目標を策定する必要あるため、現在の時期に実施いたしました。
74		PFI手法は、長期包括的な委託契約が固定費用の増加をもたらし、費用構造の硬直化を招く危険性があります。これは構造的欠陥であり、実施事業の点検と評価にとどまらず、PFI手法そのものの見直しを検討することとも必要と考えます。	71及び72を御参照ください。

平成 26 年 8 月 日

京都市長 門川 大作 様

地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会
委員長 山谷 清志

意 見 書

別記「地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標（案）」（以下「中期目標（案）」という。）に係る地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定に基づく評価委員会の意見は、別記意見書のとおりである。

別 記

意見書

地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標（案）について

平成 2 6 年 月

地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会

別紙の中期目標（案）は、妥当なものであると認める。

（理 由）

京都市は、中期目標の策定について慎重な検討を行うべく、本年5月以降、骨子案（たたき台）の段階から、2回にわたって公開での審議により地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「当委員会」という。）の意見を聴取してきた。

京都市は、当委員会の各委員から出された多様な意見をできる限り取り入れるよう努め、案の内容に反映させてきた。

京都市が本年6月の第2回会議において示した案について、当委員会は、当該案が上記のような慎重かつ丁寧なプロセスを経て作成されたものであること、市立病院及び京北病院の役割並びに両病院が今後取り組むべき事項が簡潔かつ的確に記載されたものとなっていることから、妥当である旨の意見を取りまとめた。

また、この案についても、京都市は、本年6月25日から1箇月間にわたり市民意見の募集を行ったうえで、別紙のとおり中期目標（案）を作成した。

これらのことから、当委員会として、別紙の中期目標（案）は、妥当なものであると認める。

地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標（案）

前文

1 第1期中期目標期間の総括

- (1) 京都市立病院（以下「市立病院」という。）及び京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）は、迅速な意思決定による自律的かつ弾力的な経営を行い、医療を取り巻く環境に迅速かつ柔軟に対応していくため、平成23年4月に地方独立行政法人化された。
- (2) これにより、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）は、医師・看護師等の人材確保や高度な医療の提供に必要とされる設備・機器の導入等を積極的に行うなど、人事や財務運営の面において迅速性・柔軟性・効率性を高め、独法化の効果をいかすことで、市民のいのちと健康を守る自治体病院としての使命を果たせるよう取り組んできた。
- (3) 第1期中期目標期間では、市立病院は、政策医療の拠点として、また、がん診療や救急機能を中心とした高度な急性期医療を提供する中核病院としての機能の充実を図るため、大規模な整備事業に取り組んだ。平成25年3月には新館を開設し、ヘリポートの設置による高度救急医療機能の充実、手術・集中治療・周産期医療の各部門の拡充を図るとともに、新たに緩和ケア病床を整備した。また、本館改修により、脳卒中センターの開設、血液浄化センターの拡充、地域医療連携機能の充実等を図った。
さらに、自治体病院としての機能の充実を図るため、平成27年3月の完成を目指し、救急・災害医療支援センター（仮称）、24時間保育や病児・病後児保育が可能な院内保育所、庭園等の整備に取り組んでいるところである。
- (4) 京北病院は、超高齢化、人口減少が進む京北地域において地域に根差した医療機関としての役割を担い、また、介護老人保健施設の開設や通所リハビリテーション事業の開始等、介護保険事業に参入することにより、地域包括ケアの拠点としての取組を進めてきた。

2 医療を取り巻く情勢

- (1) 国においては、超高齢化社会における医療と介護の一体的な改革が推し進められ、2025年（平成37年）を見据えた病床の機能分化と連携、地域包括ケアシステムの構築体制の整備が加速度的に進められることとなった。
- (2) 京都市においても、高齢化が急速に進行し、京北地域においては高齢化に加え、人口減少が進む。また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の急増、地域社会・家族関係の変化や、価値観・ニーズの多様化など、市民を取り巻く環境が急激に変化しつつある。これらの情勢の変化に即した医療や介護の提供と取組を進めていく必要がある。

3 第2期中期目標策定の方針

- (1) このような中、将来を見据えて機構が担う役割を果たすべく、機構は新たな理念

を掲げた。この理念の下、第1期中期目標期間に積み重ねた成果をいかし、市民のいのちと健康を支える最後の砦となる自治体病院として、必要な医療が提供されるよう、第2期中期目標を定める。

(京都市立病院機構理念)

京都市立病院機構は

- 市民のいのちと健康を守ります
- 患者中心の最適な医療を提供します
- 地域と一体となって健康長寿のまちづくりに貢献します

- (2) 市立病院においては、第1期中期目標期間で整えた医療機能をいかし、救急医療、高度医療、感染症医療、災害対策等の政策医療を中心に、地域の中核となる基幹的医療機関としての役割を果たすとともに、在宅医療等を担う地域の医療機関等と連携する。
- (3) 京北病院においては、高度医療を提供する市立病院との一体的運営の下に、在宅医療機能を発揮するなど、引き続き、地域に根差した医療機関としての役割を果たすとともに、京北病院の機能強化の検討を行う。
- (4) 機構の経営面においては、第1期中期目標期間中に達成した市立病院における着実な収益の向上と京北病院における単年度黒字化の実績を基に、引き続き経営基盤の確立に取り組む。

第1 中期目標の期間

目標の期間は、平成27年4月1日～平成31年3月31日の4年間とする。

第2 京都市立病院機構が果たす役割に関する事項

1 市立病院が担う役割

政策医療の拠点として、また、高度な急性期医療を提供する地域の中核病院としての役割を適切に担い、地域における他の医療施設等との役割分担、連携・協力体制の構築を図ること。

2 京北病院が担う役割

京北地域における唯一の病院として、診療体制の確保に努め、救急医療をはじめ、回復期や慢性期、在宅医療までを含めた地域に根差した医療提供を行うこと。

また、法人の一体的運営の下、地域包括ケアの拠点として地域の住民の健康を支えていくこと。

3 地域の医療・保健・福祉との連携の推進

- (1) 市立病院は、地域のかかりつけ医に対し、適切に情報を提供することにより、信頼感を高め、地域のかかりつけ医からの紹介患者を中心とした診療体制を推進すること。

回復期や慢性期となった患者については、かかりつけ医等への逆紹介、地域連携クリティカルパスの適用拡大、転院及び退院の調整、在宅復帰への支援等を積極的に行

い、患者を中心とした地域包括ケアシステムの円滑な運用に貢献すること。

- (2) 京北病院は、地域のニーズを的確に把握し、入院、在宅、介護サービスまで幅広く提供することができる病院としての役割を果たすとともに、地域における医療・保健・福祉サービスのネットワークの構築に寄与すること。

第3 市民に対して提供するサービスに関する事項

1 市立病院が提供するサービス

(1) 感染症医療

既存の感染症のみならず、新たな感染症についても、感染症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。

(2) 大規模災害・事故対策

地域災害拠点病院として、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、役割を果たすこと。

また、救急・災害医療支援センター（仮称）を整備し、消防局等の救急・防災に関する機関との連携を強化すること。

(3) 救急医療

ア 関係医療機関等との連携及び役割分担を踏まえ、入院医療を必要とする重症患者を中心により多くの救急搬送を受け入れ、質の高い救急医療の提供を行うこと。

イ 施設面及び医師等の人的資源を確保し、三次救急医療を担う救命救急センターの役割を果たすべく体制を整備すること。

ウ 小児救急医療については、初期救急医療を担う急病診療所や二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院との適切な役割分担の下、入院を必要とする小児を積極的に受け入れること。

(4) 周産期医療

周産期医療2次病院として、ハイリスク分娩、母体搬送及び新生児搬送の受入れに対応するため、NICU（新生児集中治療室）等の適切な運用を図ること。

(5) 高度専門医療

ア 地域医療支援病院

地域のかかりつけ医等との適切な役割分担の下、高度な急性期医療を担うこと。

また、地域の医療機関を積極的に支援することにより、地域医療支援病院として地域の医療水準の向上に寄与すること。

イ 地域がん診療連携拠点病院

がん診療連携拠点病院等との連携を基に、外科的手術、放射線治療、化学療法などの集学的治療、成人・小児血液がんに対する造血幹細胞移植、緩和ケアの充実等幅広いがん治療の提供体制を確保すること。

また、乳がん検診等、京都市のがん予防の取組に必要な協力を行うこと。

ウ 生活習慣病への対応

(ア) 心臓・血管病センター及び脳卒中センターの機能発揮

心疾患や脳血管疾患に関連する既存の診療科が有機的に連携して、迅速かつ高度なチーム医療を提供すること。

(イ) 糖尿病治療

食事・運動療法，薬物療法により，網膜，腎臓等の合併症を予防し，生活の質を低下させないための糖尿病治療に取り組むこと。

エ 適切なリハビリテーションの実施

適切な急性期リハビリテーションを行うとともに，転院後の効果的な回復期リハビリテーションへの引継ぎや早期の社会復帰につなげるように努めること。

(6) 多様なニーズへの対応

ア 専門外来

医療の進歩や市民ニーズの変化に応じた専門外来を開設するなどの確な対応を図ること。

イ 認知症対応力の向上

大きな社会問題になっている認知症について，その対応力を向上させることで，社会的要請に応えていくこと。

(7) 健康長寿のまちづくりへの貢献

ア 健診センター事業として人間ドック及び特定保健指導を積極的に行うこと。

イ 健康教室の開催，患者会の支援等による市民への啓発の取組を進めること。

2 京北病院が提供するサービス

(1) 市立病院と京北病院の一体運営

ア 総合情報システムの共通化

市立病院と電子カルテを含めた総合情報システムを共通化することにより，医療の質や患者サービスの向上を図ること。

イ 人事交流の更なる推進

市立病院との人事交流を推進することにより，診療体制を強固なものとし，また，双方の病院の長所を取り入れ，より良い患者サービスの提供に努めること。

(2) 京北病院の機能強化の検討

在宅療養支援病院としての役割を果たすべく体制を整備すること。また，地域のニーズに応じ，地域包括ケアの拠点病院として，京北病院の機能強化について検討すること。

(3) へき地医療

ア 京北地域における人口の動向や高齢化の進展などによる疾病構造や地域の医療ニーズの変化を踏まえた適切な入院・外来診療体制を確保し，総合診療専門医の

確保及び育成を目指すこと。

イ 京北病院へのアクセスの確保に取り組むとともに、訪問診療、訪問看護など、在宅医療・介護サービスの提供を適切に行うこと。

(4) 救急医療

京北地域における唯一の救急告示病院として、救急医療を提供する役割を的確に果たすこと。また、高度な医療を要する患者については、市立病院をはじめとする市内中心部の急性期医療機関と連携し、これらの医療機関に転送すること。

(5) 介護サービスの提供

介護老人保健施設を中心とし、できる限り住み慣れた地域や住まいで自立した生活が送れるよう支援していく施設介護サービス及び居宅介護サービスを提供すること。

第4 市民に対する安心・安全で質の高い医療を提供するための取組に関する事項

1 チーム医療，多職種連携の推進

必要な医療専門職を確保するとともに、各医療専門職が最大限の専門性を発揮し、迅速かつ高度なチーム医療を推進すること。

2 安全で安心できる医療の提供に関する事項

(1) 医療安全に係る組織やマニュアルを不断に見直し、職員に対して効果的な教育を実施することにより医療安全体制を強化すること。

(2) 問題症例の検討や院内事故調査委員会の機能強化を図り、事故の再発防止に取り組むこと。

3 医療の質，サービスの質の向上に関する事項

(1) 医療の質の向上に関すること

ア 評価指標の活用や第三者機関の評価を受けることにより、医療の質の向上に努めること。

イ 高度かつ標準的な医療を提供することができるよう、医療専門職の知識・技術の向上を図り、必要となる機器及び設備の計画的な充実に努めること。

(2) 患者サービスの向上に関すること

ア 患者満足度を客観的に把握したうえで、継続的な改善策を講じ、患者サービスの向上を図ること。

イ 市民ボランティアと職員の協働の積極的な推進や、市民モニターの活用を通じて、市民目線でのサービスの向上に努めること。

4 適切な患者負担の設定

誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金

を定めること。

第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 迅速性・柔軟性・効率性の高い運営管理体制の充実

(1) 迅速かつ的確な組織運営

地方独立行政法人の利点をいかして、理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定と組織的な業務運営を図ること。

(2) 情報通信技術の活用

電子カルテや医事会計システム等を含めた総合情報システムの更新により、効率的かつ効果的な運用に努めること。

2 優秀な人材の確保・育成に関する事項

(1) 医療専門職の確保

医療機能を十分に発揮できるよう、必要な医療専門職を確保すること。

(2) 人材育成・人事評価

ア 人材育成

医療、介護等に関する倫理観と専門知識・技術を持った職員の計画的な育成に努めること。

イ 人事評価

職員の意欲及び主体性の向上並びに組織の更なる活性化のため、職員の能力、勤務実績を適正に評価する人事評価システムの適切な運用を図ること。

(3) 職員満足度の向上

職員のワークライフバランスを確保するとともに、職員が誇りや働きがいを持って職責を果たすことができるよう、職員の働きやすい環境を整備すること。

3 給与制度の構築

職員の人事評価や法人の業務実績等に応じた給与制度を構築するとともに、職員給与は、常に社会情勢に適合したものとする。

4 コンプライアンスの確保

研修の実施等により職員のコンプライアンスに対する意識を向上させるとともに、情報公開の徹底や、法人内外からのチェックなどによりコンプライアンスの確保を図ること。

5 個人情報の保護

職員に個人情報を保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底させること。

6 戦略的な広報と分かりやすい情報の提供

(1) 医療サービスや法人の運営状況について市民の理解を深められるよう、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による戦略的な広報を行うこと。

- (2) 医療の質や経営に関する指標について、正確で分かりやすい情報を提供すること。

第6 財務内容の改善に関する事項

1 経営機能の強化

診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を行うこと。

2 収益的収支の向上

- (1) 病床利用率の向上や適正な診療収入の確保、未収金の発生防止に努め、収益確保を図ること。また、人件費比率の目標管理、診療材料等の調達コストの縮減、後発医薬品の使用促進など費用の効率化を図ること。

- (2) 自治体病院として担うべき政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てることができない経費は、一般会計からの運営費交付金として市民の負担により賄われていることを十分認識したうえで、適切な運営費交付金を中期計画に計上するとともに、病院事業全体として効率的経営、収益的収支の向上に努め、自立した運営を図ること。

3 安定した資金収支、資産の有効活用

計画的な資金管理、資産の有効活用に努めること。

第7 その他業務運営に関する重要事項

1 市立病院整備運営事業におけるPFI手法の活用

- (1) 事業を受託した株式会社SPC京都の総合的なマネジメントを活用して効率的な病院運営を推進し、患者サービスの向上を図ること。

- (2) 長期包括的に委託した事業形態を重視し、実施事業の点検と評価を的確に行うこと。

2 関係機関との連携

- (1) 保健福祉行政の実施に協力すること。

- (2) 健康危機事案、地域保健の推進、救急搬送を担う京都市等の公的機関との連携を図ること。

- (3) 医療専門職の養成機関による教育に積極的に協力すること。

3 地球環境に配慮した持続可能な発展への貢献

地球温暖化防止のために必要な措置を講じるとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力すること。